事業概要３

商店街買い物環境整備事業

１　趣　　旨

商店街への来街促進や売上回復をはかるため、商店街等が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して支援する。

２　事業内容

補助対象事　　業	商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。 【例】 ①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AEDなど ②防犯カメラ
補　　助対 象 者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補 助 率	＜①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修＞ １／３以内（かつ市町村が補助する額の範囲内） ＜②防犯カメラの新設及び改修＞ １／２以内（かつ市町村が補助する額の１.５倍以内）
補助限度額	２，０００千円
備　　考	**○令和６年秋に実施しました「令和７年度新しい商店街づくり総合支援事業商店街にぎわい施設・設備整備事業」の希望調査を御提出いただいた団体を優先的に採択** ○事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施（交付申請前） ○本事業は、市町村からの補助が条件 ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助

３　事業期間

令和７年４月１日～**令和８年２月１０日**までに完了（相手方への支払いを含む）する事業